

# 運 営 規 程

<指定短期入所療養介護及び>  
<介護予防短期入所療養介護>

医療法人 愛仁会  
老人保健施設 こまきの森

# 老人保健施設 こまきの森((指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所)

## 運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 医療法人愛仁会が開設する老人保健施設こまきの森(以下「事業所」という)が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に事業(以下「事業」という)の事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対することを目的とする。

### (運営方針)

- 第 2 条 指定短期入所療養介護の提供に当って、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当って、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人保健施設 こまきの森

〒485-0075

(2) 所在地 小牧市大字三ツ淵1945番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(介護予防分については合算して表記している。)

(1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

別に定める老人保健施設こまきの森 運営規程第4条(2)に定める職種及び員数の  
とおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、  
指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料  
の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防  
短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 機能訓練及びその他必要な医療

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 第6条の送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防  
短期入所療養介護に要した送迎の費用は、徴収する。

3 その他費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払い  
を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の  
認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金  
とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は

その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

一) 滞在費 《2F・3F》 450円(1日あたり) 多床室(空床利用)、

《2F》 1,700円(1日あたり) 従来型個室(空床利用)

《3F》 1,600円(1日あたり) 従来型個室(空床利用)

二) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

2人室 《2F》360円 ・ 《3F》340円

三) 食費 朝食467円、昼食809円、夕食839円、おやつ171円を徴収する。

四) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。

五) 理美容代 実費

- 4 利用者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 利用者は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した利用料領収書を交付する。
- 6 日常生活における通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の地域は、小牧市、春日井市(上田楽町)、江南市(小折町、安良町、力長町、今市場町、大海道町、寄木町、天王町、北山町、南山町、田代町、小折本町、曾本町、小折東町、布袋町、布袋下山町、小郷町)、大口町(秋田、大屋敷、御供所、伝右、豊田、奈良子、堀尾跡、高橋、替地、外坪、大御堂、新宮2丁目、丸、竹田、下小口、余野)、岩倉市(井上町、神野町、八劔町、中野町、東町、本町、石仏町、鈴井町、宮前町、新柳町、栄町、旭町、東新町、下本町、中本町、大市場町、西市町、大地町、中央町、大地新町、昭和町、曾野町)及び一宮市(千秋町加納馬場、千秋町芝原)とする。

(虐待の防止等)

第 7 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 8 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスを受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入所生活においては、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第 9 条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務中知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と

の雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成17年7月29日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。



令和元年10月1日届

令和元年10月1日実施

第 5 条 短期入所療養介護の内容及び利用料等

第 6 条 通常の送迎の実施地域拡大